

一般原則

適用範囲

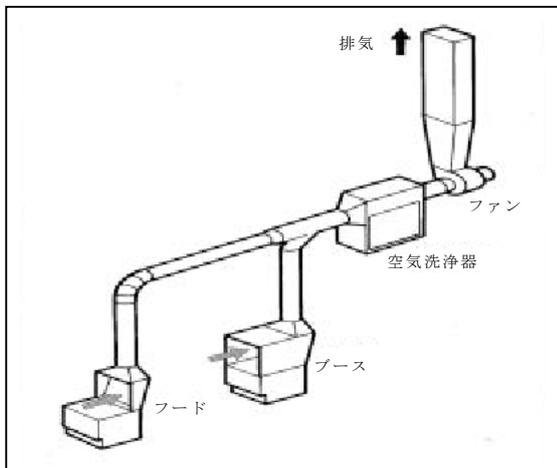
本作業指針シートは ILO 化学物質管理ツールキットの一部で、管理段階 2 が適用されるときに使用する。最も一般的な工学的対策である局所排気に関する規範を示す。局所排気は、少量、中間量、または多量の固体や液体を扱う作業に適用される。汚染空気を外気に排出する前に、排ガス処理装置を通すことが必要な場合もある。化学物質によっては引火性または腐食性があるので、これらの危険性に対しても適切な管理が必要である。詳細は、各化学物質の安全上の注意事項を参照すること。本シートは、作業者の健康を守るための最低限の基準を示すものであり、プロセス管理またはその他のリスク管理において適用されるこれより低い基準を正当化するためには使用してはならない。

作業場

- 関係者以外は作業場に入れない。風下における作業は避ける。

設計と装置

- 局所排気装置 (LEV) は粉じんなどのばく露の発生源に設置する。粉じんや蒸気が作業場に拡散する前に捕らえることができる十分な気流が必要である。粉じんに関しては 1m/s、蒸気に関しては 0.5m/s 以上が通常必要である。気流は、粉じんや蒸気



の発生源で測定すること。

- 粉じんや蒸気のはく露の発生源は、拡散を防止するためにできるだけ囲うこと。
- 粉じんや蒸気のはく露の発生源と局所排気装置との間、または汚染空気の通り道では、作業させないこと。
- 設置場所は、できる限り、扉、窓、および通路から離し、気流の妨害と粉じんや蒸気のはく露の拡散を防ぐこと。
- 排気ダクトは短く単純に設置すること。また、長い距離の自在ダクトを設置しないこと。
- 局所排気装置の吸気口にリボンを取り付けるなどの簡単な方法により、作動を確認すること。
- 扉、窓、および吸気口から離れた安全な場所に排気すること。また、排気によって近隣に迷惑がかからないように注意すること。

点検、検査および保全

- 毎日、換気システムの電源を入れるとき正しく作動することを確認すること。
- 毎週1回、ダクトの状態を目視検査し、損傷を見つけたら必要に応じ修理すること。
- 少なくとも年1回、システム全体の点検と検査をすること。
- 装置の有効性と効率を維持するよう、供給業者／設置業者の指示に従った保全を行うこと。
- 作動に問題がある場合には、装置を使わないこと。

清掃と整理整頓

- 作業場に持ち込む材料は、当日に使用する分だけとすること。
- 作業機器と作業場を毎日清掃すること。
- こぼれたものは、作業場の粉じんまたはペーパーの発生源となる。こぼれた時は、直ちに完全に拭き取ること。
- ほうきや圧縮空気を使って清掃をしてはならない。濡らした布または真空掃除機を使うこと。
- 使った後、すぐに容器の蓋をすること。
- 容器は損傷するおそれがない安全な場所に保管すること。
- 直射日光が当たる場所に、揮発性液体を置かないこと。

個人用保護具（PPE）

- 有害性グループSの化学物質が皮膚、眼に触れ、または皮膚から体内に入ると危険である。皮膚を化学物質から守る方法に関しては、作業指針シートのSk100とSk101を参照すること。
- 各化学物質の安全上の注意事項によるか、納入業者に問い合わせるかして、必要な個人用保護具を用意すること。
- 保護具の手入れをすること。使わないときは、清掃してから清潔かつ安全な場所に保管すること。
- 保護具は常に清潔を保ち、指定された期間が経過したか、破損したときには交換すること。

教育訓練と管理

- 作業者に扱う物質の危険性・有害性を教育し、作業指針シートと保護具の必要な理由を理解させること。

- 作業者に化学物質の安全な取り扱い方を教育すること。
- 作業指針シートを実践していること、および問題が発生したときの対処方法を知っていることを確認すること。
- 決められた注意事項の守られていることが確認できる体制を確立すること。